

特命指定施設

(松本市大原クラインガルテン、松本市神谷クラインガルテン、松本市入山クラインガルテン、
松本市波田農産物加工販売施設、松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」)

指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和2年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

特命指定施設（松本市大原ラインガルテン、松本市神谷ラインガルテン、松本市入山ラインガルテン、松本市波田農産物加工販売施設、松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」）の指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、指定管理者の選定は公募により行うことを原則としていますが、次の場合に限っては公募を行わず、特定の団体等を指定管理者として選定できることとしています。

- 1 特定の団体が保有する高度な専門的知識による継続的な管理運営が不可欠で、他では調達できない。
- 2 地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与している。
- 3 特定の団体等の寄附により設置した施設等、設置目的や経過等から管理代行者が限定される。
- 4 特定の団体等と区分所有する施設である。

これらに該当する松本市大原ラインガルテン、松本市神谷ラインガルテン、松本市入山ラインガルテン、松本市波田農産物加工販売施設、松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」について、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第2条及び第3条に基づく指定管理者の指定の申請を受け、松本市では指定管理者の選定を行うこととなりました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、団体の提出書類をもとに書類審査を行い、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和2年11月16日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会長 山本 綾子

1 施設の名称

松本市大原ラインガルテン、松本市神谷ラインガルテン、松本市入山ラインガルテン、松本市波田農産物加工販売施設、松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」

2 申請団体及び特命指定する理由並びに指定期間
別表のとおり

3 各施設における申請団体の概要

(1) 松本市大原ラインガルテン、松本市神谷ラインガルテン、松本市入山ラインガルテン

申請団体 ながわ楽農倶楽部管理組合
 組合長 忠地 祐一
所在地 松本市奈川 2 2 1 3 番地 2 9
設立年 平成 2 9 年
従業員数 2 6 人
主たる業務 滞在型体験農園施設の管理運営・経理

(2) 松本市波田農産物加工販売施設

申請団体 波田みはらし味の会
 会長 太田 ひさ子
所在地 松本市波田 8 5 0 1 番地 1
設立年 平成 9 年
従業員数 3 3 人
主たる業務 農産物の加工・販売

(3) 松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」

申請団体 社会福祉法人松本市社会福祉協議会
 会長 渡辺 聡
所在地 松本市双葉 4 番 1 6 号
設立年 昭和 2 7 年
従業員数 4 6 4 人
主たる業務 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整及び助成、保健医療・教育その他社会福祉と関連する事業との連絡、共同募金事業への協力、特定相談支援事業・障害児相談支援事業の経営、障害福祉サービス事業の経営、障害児通所支援事業の経営、児童福祉施設及び老人福祉センターの経営、成年後見支援センター事業、自立支援事業、地域支援事業

4 選定審議の内容

(1) 選定審議会を開催

ア 開催日

令和2年10月12日（月）【於：松本市役所第二応接室】

イ 出席委員（五十音順）

伊佐治裕子委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、高野一司委員、高野尾三穂委員、丸橋昌太郎委員、山根宏文委員、山本綾子委員

(2) 選定審査の方法

施設所管課長から、特命指定の理由及び申請者からの提出書類が仕様書等に定める条件を満たしていること並びに選定審査基準を参考に行った一次評価について報告を受け、質疑を行いました。

そのうえで、特命指定理由の妥当性及び事業計画書の内容が以下の3つの条件を満たすものであるかを中心に審査を行い、指定管理者候補者を選定しました。

ア 事業計画書による当該施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

5 選定結果

別表の申請団体を各施設の指定管理者候補者として選定しました。

6 選定に当たっての委員の意見

(1) 松本市大原ラインガルテン、松本市神谷ラインガルテン、松本市入山ラインガルテン

冬期閉鎖期間における施設管理体制等について、3施設とも十分な管理がされるよう配慮されたい。

(2) 松本市波田農産物加工販売施設

業務従事者の労働環境に万全を期すとともに、不測の事態に備える体制整備に努められたい。

(3) 松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」

ア 財務体質の健全化を図り、収支のバランスを改善されたい。

イ 終日勤務できる小児看護に精通した正規看護師の確保等、職員体制の充実に努められたい。

以 上

別 表

特命指定申請団体及び特命指定理由並びに指定期間

施設名	申請団体	特命理由	指定期間
<p>松本市大原ラインガルテン、松本市神谷ラインガルテン、松本市入山ラインガルテン</p>	<p>ながわ楽農倶楽部管理組合</p>	<p>地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与しているため。</p> <p>※当該施設は、滞在型農園として地元住民の利用者への農業指導、地域行事への参加を通じて交流を深めるなど、地域住民と結びつきが強い施設であること。</p> <p>※申請団体は、農業振興・観光事業で地域の活性化の一翼を担っており、地域の活性化に貢献している。</p> <p>※また、活発な地域交流活動により地域づくりに貢献している。</p>	<p>R 3. 4 ～ R 8. 3 (5年間)</p>
<p>松本市波田農産物加工販売施設</p>	<p>波田みはらし味の会</p>	<p>地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与しているため。</p> <p>※当該施設は、農産物の消費拡大と特産品化を推進することを目的とした施設であること。</p> <p>※申請団体は、当該施設の設置目的を達成するために設立した団体であり、健全なる経営手腕とサービス精神で、地域の特質を用いて地域食材の加工販売を行い、食品商業の発展及び地域農業の活性化に寄与している。</p>	<p>R 3. 4 ～ R 8. 3 (5年間)</p>

施設名	申請団体	特命理由	指定期間
松本市心身障害児通園施設「しいのみ学園」	社会福祉法人松本市社会福祉協会	<p>管理運営にあたり、市の施策との一体性が不可欠で、高度な専門的な専門知識の蓄積及び継続性が求められるため。</p> <p>※当該施設は、障害児福祉施設の特性から、利用者のニーズとして継続性や安定性が求められている。</p> <p>※申請団体は、これらにことに応えることができる、高度な専門的な知識の蓄積がある。</p>	R 3. 4 ～ R 8. 3 (5年間)